

清掃センター長寿命化総合計画策定業務

プロポーザル実施要領

令和8年4月

福井坂井地区広域市町村圏事務組合

清掃センター長寿命化総合計画策定業務 プロポーザル実施要領

1 業務目的

本業務は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合(以下「本組合」という。)の清掃センターを対象とする長寿命化総合計画策定業務(以下「本業務」という。)を実施するにあたり、本業務を実施するに足る高度な技術力を有し、幅広い知識及び高度な専門的能力を以って、課題分析及び解決を的確に行う専門家の支援を受けることにより、本業務を、適性かつ確実に実施することを目的とする。

2 プロポーザルの概要

詳細は、「清掃センター長寿命化総合計画策定業務仕様書」に定めるとおりとする。なお、主な内容を次に示す。

- 1)業務名 清掃センター長寿命化総合計画策定業務
- 2)業務場所 福井県あわら市笹岡第33号3番地1
- 3)履行期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
- 4)提案限度額 11,600,000円 (消費税及び地方消費税を除いた額)

3 事務局

福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター

〒919 - 0726

福井県あわら市笹岡第33号3番地1

電話番号 0776 - 74 - 1314

E-mail seisou-c@fs.kouiki.fukui.fukui.jp (担当:山田、蟻塚)

4 参加資格

参加者の資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1)地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 2)本組合を構成する市町(福井市、あわら市、坂井市、永平寺町)(以下「構成市町」という。)の建設コンサルタント業務等の契約に係る指名競争入札参加資格選定規則等に規定する有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録された者であること。
- 3)公告又は指名日から契約締結日までの間に、構成市町の建設工事等入札参加資格者に対する指名

停止に係る規則等(以下「指名停止」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

4)市税等納付すべきものに滞納がないこと。

5)その他本組合が必要と認める要件。

(1)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。))若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。))を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

(3)「建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)」の「廃棄物部門」に登録があること。

(4)構成市町に契約を締結することができる本社(本店)、支社(支店)又は営業所等を有すること。

(5)過去10年間(平成28年4月1日から令和8年3月31日)に地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する一部事務組合を含む。))が発注した施設規模150t/日以上に係る下記の業務を元請として受注し、かつ完了した実績を有する者。

・ごみ焼却施設の長寿命化総合計画策定業務

・ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に係る発注支援業務及び工事施工監理業務

(6)管理技術者及び照査技術者は、1年以上の直接的な雇用関係にあること。

(7)管理技術者及び照査技術者は、技術士法で定める技術士(衛生工学部門:廃棄物・資源循環、廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。))の登録後10年以上を有すること。

5 失格要件

1)虚偽の内容が記載されている場合、失格となることがあるとともに、指名停止を行う場合がある。

2)その他本実施要領に違反すると認められる場合。

3)選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

6 現地説明会

実施しない。

7 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりとするが、日程については変更する場合がある。

項 目	日 程
募集の公告 (実施要領等の公開)	令和8年4月30日(木)
参加表明書の受付期間	令和8年4月30日(木) ～令和8年5月15日(金)午後5時(必着)
質問書の受付期間	令和8年4月30日(木) ～令和8年5月11日(月)午後5時(必着)
質問書の回答期日	令和8年5月13日(水)
一次審査	令和8年5月中旬
一次審査結果通知	令和8年5月下旬
技術提案書等提出期限	令和8年6月12日(金)午後5時(必着)
二次審査(プレゼンテーション)の実施	令和8年6月中旬予定
選定結果発表(通知)	令和8年6月下旬予定

8 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は本組合ホームページからダウンロードすることができる。(https://www.fukuisakai-kouiki.jp)

- 1) 清掃センター長寿命化総合計画策定業務プロポーザル実施要領
- 2) 清掃センター長寿命化総合計画策定業務仕様書
- 3) 各様式

9 参加表明書等の提出

- 1) 提出期限 令和8年5月15日(金) 午後5時(必着)
- 2) 提出先 事務局

3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)

4) 提出書類及び提出部数 別表1の通り

10 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。

質問は要旨を簡潔にまとめ、質問書(様式第2号)で提出すること。

1) 提出期限

令和8年5月11日(月)午後5時(必着)

2) 提出先 事務局

3) 提出書式 質問書(様式第2号)

4) 提出方法 電子メールにより行うこと。電子メールの表題は「清掃センター長寿命化総合計画策定業務プロポーザル質問書」として送信すること。

5) 回答期日

令和8年5月13日(水)

6) 回答方法

本組合ホームページに掲載する。

11 技術提案書等の提出

1) 提出期限 令和8年6月12日(金) 午後5時(必着)

2) 提出先 事務局

3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)とし、併せて電子データを1式提出してください。

4) 提出書類及び提出部数 別表2の通り

12 選定

1) 選定委員会

「清掃センター長寿命化総合計画策定業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)

は、学識経験者と構成市町からの推薦者及び本組合職員で構成し、一次審査及び二次審査で評価を行い、委託事業者を選定する。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び技術提案書提出者が1者のみの場合であっても、選定

委員会において内容の審査を行い、可否を決定する。

2) 一次審査結果(通知)

提出された参加表明書等を選定委員会にて審査し、上位3者を二次審査の技術提案書提出者として選考する。一次審査の結果は、参加表明書を提出した全ての者に対して電子メール及び書面にて通知する。

(1) 審査結果(通知) 令和8年5月下旬

3) 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

(1) 実施日 令和8年6月中旬予定

日時や実施場所等の詳細については、後日通知する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの手順等

出席者は管理技術者を含め計3名以内とする。

説明及び質疑応答は、管理技術者または担当技術者が行うこと。

プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書等(拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可)のみを使用し、新たな内容の資料提示は認めない。

スクリーン、プロジェクター、延長コードは本組合で用意する。パソコンを使用する場合は出席者が持参すること。

プレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後に委員からのヒアリングを20分程度行う予定。

プレゼンテーション・ヒアリング選定に参加しない場合は、原則として選定の対象としない。

4) 評価基準

別表3の通り

5) 二次審査結果(通知)

一次審査・二次審査において、厳正に審査を行ったうえで高評価を得た参加者を優先交渉者として、最優秀者1者、次点者1者を特定する。選定の結果は技術提案書を提出した全ての者に対して電子メール及び書面にて通知する。

なお、選定結果の質問、異議申し立て等は一切受け付けない。

(1) 選定結果発表(通知) 令和8年6月下旬予定

13 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

14 業務委託契約の締結

最優秀者に対し、本業務の契約に係る優先交渉権を付与する。

最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

契約交渉により本組合と合意に至った場合には、参考見積額の範囲内で随意契約を締結する。

15 その他事項

- 1) 提出された書類は返却しない。
- 2) 提出された書類は、本組合情報公開条例に基づく公文書として取り扱うものとし、開示請求があった場合は、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、公開の対象とする。
- 3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- 4) 提出書類等に虚偽の記入が判明した場合は、契約後においても契約を解除し、違約金を要求することがある。
- 5) 技術提案書の提出を辞退しても、これを理由として、以後の指名等において不利益な取り扱いをすることはない。
- 6) 提出書類に記入した管理技術者、照査技術者は、病気など特別な場合や本組合が認める場合を除き変更することができない。
- 7) 審査委員会の内容は、非公開とする。
- 8) 本業務の、再委託は認めない。
- 9) 管理技術者は、打合せ等に必ず出席すること。

(別表1)参加表明書等提出書類(一次審査用)

提出部数について、No. ～ 各正本1部、副本7部とする。

提出書類	留意事項
参加表明書	様式第1号
会社概要調書	様式第3号 ・会社概要と対応業務・技術等について記載
企業の業務実績調書	様式第4号 ・4 参加資格5)(5)の同種業務について、国又は地方公共団体等(一部事務組合、広域連合等を含む)が発注した業務のうち、2016年4月1日～2026年3月31日に完了した業務について記入すること ・元請として契約した業務を記載すること ・記載した業務は、履行が確認できる書類(完了TECRIS登録または契約書の写し及び委託仕様書)を添付すること
技術士一覧表	様式第5号 ・廃棄物分野における技術士(衛生工学部門:廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれか)を記入すること ・技術士資格登録証又は合格証の写しを添付すること
管理技術者調書	様式第6-1号 ・管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない ・1年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類を添付すること
管理技術者の業務実績調書	様式第6-2号 ・4 参加資格5)(5)の同種業務について、国又は地方公共団体等(一部事務組合、広域連合等を含む)が発注した業務のうち、2016年4月1日～2026年3月31日に完了した業務について記入すること ・元請として契約した業務を記載すること ・管理技術者としての完了実績(1件以上) ・記入した業務については、履行が確認できる書類(完了TECRIS登録または契約書の写し、委託仕様書及び担当したことが証明できる書類)を添付すること (なお、管理技術者の業務実績は の業務実績調書との重複を不可とする)
照査技術者調書	様式第7号 ・照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない ・1年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類を添付すること

(別表2)技術提案書等提出書類(二次審査用)

提出部数について、No. は8部、No. は1部とする。

	提出書類	留意事項
	技術提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は任意様式とする。 ・A4版、横書き、左綴じ、両面印刷 ・下記 ~ を20ページ以内にまとめる。(表紙及び目次は除く) ・文字の大きさは10.5ポイント以上とする。図表に用いる文字はこの限りではないが読みやすい大きさとする。 ・カラー等の使用は任意とする。 <p>【技術提案書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の実施方針 業務の実施体制 長寿命化総合計画策定業務を進めるうえで想定される課題や留意事項とその解決方策等 2回目の基幹改良工事を検討するにあたっての業務の進め方 業務スケジュール(1ページ以内)
	参考見積書及び内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・任意様式 ・消費税及び地方消費税を除いた額で記入すること。

技術提案書について

(ア)別表2、 ~ について、全て記載すること。

(イ) 及び ~ について、具体的な業務の進め方、業務を進めるうえで想定される課題や留意事項を挙げ、他自治体事例に基づく具体的かつ効果的な解決方策や提案事項を記載すること。

(ウ)業務スケジュールは、評価対象としない。

(別表3) 評価基準

		評価項目	評価基準	配点
一次審査	企業評価	企業評価	会社の信頼性	30
		資格者数	廃棄物分野における技術士(衛生工学部門:廃棄物関連)資格保有者数	
		実績	国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設長寿命化総合計画策定業務実績	
	管理技術者の業務実績	国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設長寿命化総合計画策定業務実績		
二次審査	提案書評価	業務の実施方針	業務の目的や業務内容の理解度、具体的な実施方針が示されているか	60
		業務の実施体制	実施体制や技術対応が十分に確立されているか	
		長寿命化総合計画	具体的かつ効果的な提案がなされているか	
		2回目の基幹改良工事	具体的かつ効果的な提案がなされているか	
		ヒアリング・ 質疑応答	業務を十分理解しているか、また取組意欲は感じられるか。 説明及び質疑に対する応答の的確性	
	価格評価	提案額による評価	10	
選定書類、ヒアリング合計				100

- 1 技術提案書の評価は、選定委員の評価平均点を得点とする。小数点以下になる場合は、少数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までの点とする。
- 2 採点結果が同点の場合は、提案金額が低い応募者を最優秀者とする。
さらに提案額が同額であった場合、選定委員の投票とする。
なお、得票数も同じ場合は、委員長が投票した業者とする。